

医政メモ



保険者協議会について

平成27年4月1日の医療法の改正において、高齢者の医療の確保に関する法律の改正が行われ、保険者協議会が法定化された。そして都道府県は医療計画（地域医療構想を含む）の策定又は変更に当たり、保険者協議会の意見を聴かなければならないこととなった。今回は保険者協議会について述べる。

Q：保険者協議会とは

A：保険者協議会は、平成14年に制定された健康増進法で、各医療保険者に健康増進事業の推進が努力義務化されたことを受け、平成16年12月9日付け保国発第1209001号国民健康保険課長通知「保険者協議会について」に基づき、各都道府県において設置された。その趣旨は、「都道府県ごとに健康寿命の格差や医療費の違いがある中で、都道府県単位で各保険者が共通認識を持ち、行政や医療関係者等の協力を得ながら、生活習慣の改善から始める健康づくりの推進等について総合的な対応を行うこと」とされていた。そして「各保険者でのデータヘルス事業（レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための保健事業）の底上げに資する取組を実施し、保険者種別にかかわらず、保険者間での課題の共有やそれに基づく取組の推進を図っていく」とされてきた。

Q：元々の保険者協議会の目的は

A：保険者協議会は都道府県が中心になって、下記に示す事務作業を遂行するものとされていた。

①特定健診等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整、

②保険者に対する必要な助言又は援助、

③医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析等

つまり、医療保険者が健診結果のデータを有効に活用し、保健事業等の円滑、効率的な実施等により被保険者等の健康保持、増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的とされていた。しかし現実的にはもっぱら、特定健診・特定保健指導の各都道府県における集合契約の支援業務を進めてきたのが実情である。

Q：保険者協議会の構成員は

A：構成員は保険者及び保険者関連団体の代表者として、下記の者のうちから都道府県の実情に配慮した上で構成することとなっている。

①全国健康保険協会都道府県支部を代表する者、②健康保険組合を代表する者、③国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者、④国民健康保険組合を代表する者、⑤共済組合を代表する者、⑥都道府県後期高齢者医療広域連合を代表する者、⑦健康保険組合連合会支部を代表する者、⑧国民健康保険団体連合会を代表する者、⑨都道府県担当部署。

などで、主に医療費支払い側の団体協議会である。また、「同協議会は、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会並びに学識経験者等の参画及び助言を求めることとする。」とされているが、今回の改正における、新たな目的である「都道府県における医療計画の策定及び変更に関する意見提出」に関しては医師会等の医療関係者の議決権はない。

Q：今回の改正の目的は

A：厚労省事務局が保険者協議会を法的に提案したのは、今回の医療法等改正で、「医療計画の策定又は変更の際に都道府県は保険者協議会の意見を聴かなければならない」との旨が明記されることに対応し、医療費適正化計画を定めている高齢者医療確保法に保険者協議会を正式に位置づけるためである。

厚労省は、医療法改正を踏まえ、医療費適正化計画の中の、病床の機能の分化及び連携の推進並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進と「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組のため保険者協議会の役割を重視する考えである。保険者協議会の位置づけについては、国保の運営者を都道府県に移管するという大きな枠組みづくりも背景にある。医療法に書き込む目的は地域の医療提供体制改革に保険者の声を大きく反映させるというもの。したがって、保険者協議会は、保険料率を決定する立場の保険者として、今後は、医療提供体制に大きく関与していく方向に向かうものとみられる。

Q：保険者協議会での医師会の役割は

A：前述したように、都道府県における医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出が重要視されるようになった。医師会は保険者協議会に参加し、意見を述べるができるが、医療計画の策定及び変更に関して議決権はない。もっとも改正医療法においては、「都道府県は、医療計画（案）の作

成段階から診療又は調剤に関する学識経験者の意見を聴かなければならない」と規定されていることから、都道府県医師会の意見を反映する場合は別途設定されている。しかし財政制度等審議会の財政制度分科会（医療関係者の意見を聞く場が全くない分科会）が知事の権限を強化することにより、地域医療構想の勧告に従わない病院に対する病床削減や役割の変更などの命令を可能にすることや、診療報酬の単価減額などを要求していることから、保険者協議会への影響が今後予想される。各都道府県に設置されている保険者協議会の正副会長会議が今年の7月29日に開かれたが、意見交換では「どういった意見を言っていけばいいのかわからない、病床数が適正かどうか、正しいとか正しくないという見識を持ち合わせていない」「漠然としていて、どういうスタンスで意見を言うのかわからない」などの戸惑いの声が聞かれているのが実情である。したがって保険者協議会に対して、医師会は医療提供側からの地域医療の現状と展望を丁寧に説明し、地域の医療構想策定に関して医療提供側の立場を理解してもらう必要がある。地域医療構想において、地域の支払い側の代表である保険者協議会と診療側とのいたずらな対立を起こすのではなく、理解し合い、協力して地域医療提供体制を構築するとともに、経済優先で地域医療など破壊しても構わないという財政制度等審議会の圧力に対抗しなければならない。

（政策部長 大道 光秀）